

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.104 箇条 24 24.102 箇条 25 25.3	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.104 接続装置は、工具を用いずに取り外すことができなければならない。 箇条 24 部品 24.102 この規格に適合させるために必要な電熱ユニットの制御装置及びその他の部品は、シート状の可とう性電熱素子とともに供給するか、又は別途入手できるように施工説明書に適切な記載をしなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.3 電熱ユニットは、現場で切断可能なものを除き、固定配線への接続のための口出し線、端子などを組み込んでいなければならない。 現場で切断可能な電熱ユニットは、確実な電源への接続手段とともに供給しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				箇条 26 26.1	箇条 26 外部導体用端子 26.1 電熱ユニットには、ねじ端子を組み込んではいない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 24.101	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 温度過昇防止装置は、トリップフリー機構をもつ非自己復帰形でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.1 7.12.1 7.12.101	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 電熱ユニットの場合には、定格入力を表示しなければならない。 シート状の可とう性電熱素子の場合には、長さあたりの定格入力を表示しなければならない。 7.12.1 機器には、施工中の損傷を受けないようにするための予防措置などを記載した施工説明書を備えなければならない。 7.12.101 コンクリート若しくは類似の材料の床又はタイルの下に電熱ユニットを施工する場合、施工説明書には、施工に際して規定の注意事項を記載しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.102	7.12.102 基礎絶縁だけをもつ電熱ユニットを金属製の天井又は金属製の床に施工する場合、施工説明書には、シート状の可とう性電熱素子は天井又は床によって完全に覆う旨などを記載しなければならない。	
				7.12.103	7.12.103 タイルによって覆われた床に電熱ユニットを施工する場合、施工説明書には、電熱ユニットを追加の電気絶縁物で覆う旨を記載しなければならない。	
				7.12.104	7.12.104 現場で切断可能なシート状の可とう性電熱素子の施工説明書には、この作業が製造業者によって認められ、かつ、電気工事士の資格をもつ人だけが行う旨などを記載しなければならない。	
				7.12.105	7.12.105 蓄熱仕様の電熱ユニットの施工説明書には、定格蓄熱時間を記載しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18 18.101 18.102	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 18 耐久性 18.101 電熱素子から電源接続用口出し線及び相互接続電線への接続は、熱サイクル試験を行った後でも、接続は確実になければならない。 18.102 電気抵抗材料とシート状の可とう性電熱素子の電極との間の電氣的接続は、耐久試験を行った後でも、接続は確実なものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				18.103	18.103 PTC 電熱素子を用いない電熱ユニットは、使用中、抵抗値が著しく減少してはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2 箇条 22 22.104	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.2 コンクリート又は類似の材料の床に施工する電熱ユニットは、IPX7 以上でなければならない。 箇条 22 構造 その他の電熱ユニットは、IPX1 以上でなければならない。 22.104 電源接続用口出し線及び相互接続電線に取り付ける接続装置は、クラス II 構造でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 22.21 箇条 24 30.1	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 24 部品（第 1 部の規定による。） 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 箇条 22 25.22 箇条 26	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造（第 1 部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 26 外部導体用端子（第 1 部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 16 16.2 箇条 22 22.105	第 1 部の第七 条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 16.2 定格電圧の 1.06 倍を加えた後 5 秒以内に測定された漏えい電流が、規定の値を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.105 湿度のある床下に施工するクラス II 構造の電熱ユニットは、使用者を過度の容量性電流にさらしてはならな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.3 箇条 22 22.102 箇条 29 29.1 29.3.2	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 16.3 基礎絶縁だけをもつ電熱ユニットは規定する耐圧試験に耐えなければならない。 箇条 22 構造 22.102 電熱素子の接続部分及び端を覆う絶縁物は、電熱素子の材料に悪影響を与えてはならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.1 空間距離の値を判断するに際して、モジュラー電熱ユニットは、過電圧カテゴリ II とする。その他の電熱ユニットは、過電圧カテゴリ III とする。 29.3.2 クラス II 電熱ユニットの場合、シート状の可とう性電熱素子の上に二つの絶縁層がなければならない。また、それぞれの層は耐電圧試験に耐えなければならない。二つの絶縁層が分離できない場合は、組み合わせたものが耐電圧試験に耐えなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.13	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.13 異常運転試験中に、床及び試験用構造物の木材の温度上昇は、150 K を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		置が講じられるものとする。				
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する部分の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.1 20.2 22.14 22.15 23.1 25.9	20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。） 20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲ってなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第 1 部の規定による。） 22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。（第 1 部の規定による。） 23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第 1 部の規定による。） 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					に接触してはならない。（第 1 部の規定による。）	
第十一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.101 21.102 21.103 21.104 箇条 22 22.101 22.103	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 電熱素子の部分は、電熱素子の自由端を曲げる動作を行った後で、損傷があってはならない。 21.102 電熱素子の表面を鋼製のピンで引っかく試験を行った後、耐電圧試験に耐えなければならない。 21.103 絶縁電熱線を含む電熱ユニットの部分を、鋼板の上に置き、垂直方向の力を加えた後、耐電圧試験に耐えなければならない。 21.104 追加の層の材料の試料を鋼製のピンを用いて、力を加えて引っかいた後、追加の層の材料の試料は、貫通してはならない。 箇条 22 構造 22.101 電源接続用口出し線に、力かける操作を繰り返す試験を行った後、耐電圧試験に耐えなければならない。 22.103 シート状の可とう性電熱素子を積層する電気絶縁のシートは、確実に一緒に接着しなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器か	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条 続き	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。）	
				箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
				19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるた	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条 続き				22.49	めのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.50	22.49 遠隔操作の場合、運転継続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。)	
				30.2.3	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	熱源が隔離されているため、不意な始動による危害は一般的に想定しがたく、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定による。 箇条 24 部品 24.101 温度過昇防止装置は、トリップフリー機構をもつ非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	不意な停止によって、一般的に、人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 25.8	箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならぬ。(第 1 部の規定による。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 電子的スイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施する。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14 7.15 7.101	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 施工又は暖房の種類に関する記号を用いる場合、その記号の高さは 15mm 以上でなければならない。 7.15 スイッチ及び制御装置についての表示は、それぞれの部品上又はその近傍にしなければならない。 7.101 電熱ユニットの位置を示すために、製造業者又は販売責任者の名称、商標又は識別表示、モデル又は形式番号などを記載した十分な大きさのラベルを施工場所ごとに用意しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き	制度による表示)	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項 続き	制度による表示)	<p>の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				